

新型コロナウイルス感染症のまん延期における検査方針について（案）

令和 3 年 2 月 日
岩手県保健福祉部医療政策室

新型コロナウイルス感染症患者の接触者等に係る行政検査は、感染拡大防止の観点から、幅広かつ迅速に実施しているが、まん延期を想定した検査方針については、次により実施するものとする。

1 医療機関、高齢者施設等の行政検査

1 週間当たりの新規陽性者数が、人口 10 万人当たり 10 を超えた場合は、次の事項について確実に実施する。（参考：国事務連絡 R2.11.19 付）

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施。
- ② 検査の結果、陽性が判明した場合には、原則として施設の入所者及び従事者の全員に対して検査を実施。¹⁾

2 クラスタが複数発生している地域における行政検査

直近、1 週間で中規模（5 人以上を目安）以上のクラスタが複数発生している地域（保健所管内）を基本として、下記の優先順位に従って積極的に検査を実施する。（参考：国事務連絡 R2.11.20 付）

- ① 高齢者施設、医療機関等
クラスタが発生している施設等と関連する高齢者施設、医療機関等について特に優先して実施。
- ② 接待を伴う飲食店の従業員等

3 無症状者に対する網羅的な行政検査

本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合又は地域において多数の感染者若しくはクラスタが発生し網羅的な検査が必要と判断された場合²⁾は、次により幅広く検査を実施する。³⁾（参考：国事務連絡 R3.1.22、国事務連絡 R3.2.4 付）

- ① 医療機関及び高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、一斉・定期的な検査を実施。
- ② 医療機関、高齢者施設等において幅広く検査を実施する場合、検体プールによる PCR 検査法及び抗原定性検査を採用することも考慮。⁴⁾

**まん延期における検査方針に関する
岩手県新型コロナウイルス感染症専門委員会の見解（案）**

- 1) 入所者及び従事者の全数検査については、実務上、まん延期に至っていなくても積極的に実施しているところ。

なお、流行直後に集団検査を実施する場合には、感染性を失った既感染者を多数検出する可能性があることから、一定程度まで流行が収束した後、活動再開の前に実施することも考慮すべきこと。
- 2) 特定の市町村又は地域における網羅的な検査の実施については、市中感染のリスクが高くない状況下では推奨されないことから、その実施時期及び対象地域については、国又は県の専門家等の意見を踏まえて検討することが望ましいこと。

なお、まん延期に相当するか否かの判断は、新型コロナウイルス感染症対策分科会「今後想定される感染状況と対策について」（2020年8月7日）で示すステージⅢの感染状況となった場合等を目安として、岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会の意見を踏まえて行うものとする。
- 3) まん延期における感染拡大防止を目的とするスクリーニング的検査については、次の方法による実施を推奨する。
 - ・原則として、保健所などが立案遂行すること。
 - ・見逃しを防ぐために、原則として、対象となった集団全員に対して検査を行うこと。
 - ・確認された患者に対する行動制限は確実に行うこと。
 - ・濃厚接触者を除き、不検出であった者への行動制限は不要であるが、基本的な感染防止対策の継続及び発症が疑われた場合の速やかな受診等の健康管理指導は確実に実施すること。
- 4) 検査法については、封じ込めに資するために、原則として、従来どおりの標準法による検体採取とPCR検査を優先的に実施すること。

検査能力が逼迫する状況においては、施設又は各職域の検査において、例外的に次の検査法を用いることも可能であるが、これらの方法は除外診断目的の使用は推奨されないことに留意すること。

 - ・検体プール検査法によるPCR検査
 - ・抗原定性検査